小賣業の免許制を論ず

本 間 幸

作

總論

者の質的低劣の把握に始まり、從つて之が素質向上を主目標とする手段としての小賣業免許制は其の二面であり、今 資質の吟味を其の主内容とするを以て以下では便宜上主として之等二點に係らしめつゝ論議を進めて見ることゝする。 在つては寧ろ第三面に重點移行を生じて來た。だが戰時經濟運行手段としての小賣業兗許制は必然に業者の數の調整 賣業発許制は其の三面である。沿革的には學界の論議の重點は常に右の中の第一面に注がれて來たが事變下の今日に 次事變を契機とする勞資節約、配給調整、物價統制等諸般の戰時經濟の運營確保の必要に基因し之が手段としての小 疑問が提起せられ、昭和十年八月の日南の照會に對する各種組合、商業團體、 政策論としての小賣業免許制の問題は、私見によれば相互に關聯しつゝ而も其の本質を異にする三つの面を具有す 小竇業者の數的過剩に關しては、クラーク、ナイストロムによつて果して數的過剩在りや、數的過剰の標準如何の 業者の數的過剰の認識に發足し、從つて數的制限を主目標とする手段としての小賣業免許制は其の一面にして業 自治體からの囘答に於ても七六の濫立

小賣業の免許制を論ず

てゐるのである 而して現在に於ては之等の比率を根據に過剰を推定し、 業調査若は國勢調査が利用せられて、消費人口・消費世帶若は小賣額乃至生產額對小賣業者比率が求められて來た。 肯定に對し四八の濫立否定が齎された。だが而も尙數的過剩肯定說が古來壓倒的な定說を形成して來たことは文獻に 徴し明な事實である。之が說明的根據としてアメリカ其他のセンサスが引用せられ、吾國に於ても六大都市其他の商 之が原因を社會的經濟的地盤に求むる處迄論議の發展を來し

自治及官治統制の肯定と實に三度其の様相を改變した。 東京太物商同業組合の反對意見書が興味の對象たるのである。第三特別委員會に於ける論議に始まつて我國小賣業過 **剰對策論は之が背景たる我國經濟思潮の三變轉を反映し、** 意味では無い。 工省の商工審議會に於けるを抑々の始めとするであらう。商工審議會の公的決議の一部として內容附けられたと云ふ 學者の抽象論としてなら兎も角、公的論議として小竇業過剰論が取上げられたのは我國に於ては昭和四年下期の商 正式決議に至る迄の第三特別委員會に於ける論議及正式決議としての第三部小賣制度改善案に對する 自治及官治統制の否定、 自治統制の肯定官治統制の否定

ドレダケノ距離ガナケレバナラヌカト云フヤウナ事ヲ銘々ノ組合ガヤリ出シハシナイカ」が憂へられ、 々ハ小賣商ガ多過ギルト云フ事ハ分ッテ居リマスケレドモ、優勝劣敗デ自然消滅デ潰レルモノハ潰レルコトニナル」 らしい。之を商工審議會第三特別委員會は爼上に載せ「斯ウ云フコトガ始マリマスト、 云ツテモ、實際上カラ云ツテモ、是ハ非常ニ考慮セラレネバナラヌ」とされたのである。 同業者數の自治的制限の典型と見らるゝ書籍商組合の距離制限は文獻に徴すれば、大體昭和四年初秋の事に屬する オ互ガ旣得權ヲ握ツテ居ツテ 當時の自由主義思潮は「吾 「法理上カラ

小賣業の発許制を論ず

ものとして組合による自治統制をすら希求しなかつたのである。

變を契機とする統制主義思潮の擡頭は業者の共倒れ的自由競爭を漸次嫌惡し、自治統制否認の態度を修正して積極的 音機商・雑誌商・書籍商・履物商・金物商・自轉車商・靴商・寫眞材料商の十一組合を敷へるに至つた。 賣業者數の自治的制限の實施數は漸次增加し、昭和十年八月現在に於て東京のみにても靑果商・白米商・生花商・蓄 に斯ゝる組合的統制を希求する方向に小賣業政策を振向けたのであつた。 然るに金解禁を圍る其の後の經濟の破局的恐慌は「銘々ノ組合ガヤリ出シハシナイカ」の憂を正に實現せしめて小 而も滿洲事

聴從する。 盾である。況んや企業數甚だ大に上り、企業意識に於て恣意的な個人主義者であり、經營態樣を相互に著るしく懸絕 法的制限要望の聲を聞くは之が爲であり、資本主義經濟は亦夫自體の獨占への發展的要求に從つて漸次之等の意見に 久的且完全なる統制の維持は不可能と斷ぜざるを得ない。旣に自治統制實施中の白米商・靴商・履物商等の諸組合に 籍雜誌商組合に見る如く商品の配給源泉に於ける强度統制の實施が可能ならざる限り、法的强制手段を除外しては永 だが、各營業が同一企業主にも屬せざる限り、營利の獲得を根基とする資本主義が獨占に徹底することは夫自體矛 手工業的販賣業者を多數包擁する現今小賣業者に於ては尙更である。だから小賣業組織の現狀に於ては例へば書

止スベシ」と。之れ恐らくは業者團體にして小賣業敷の法的制限を唱ふるものの最初に位するものであらう。だが此 旣に觸れたるが如く、東京太物商同業組合は商工審議會の小賣商制度ノ改善ニ關スル方策」に對し反對意見書を發 日く「小賣業ヲ凡テ許可主義トシ其ノ數及地理的配置ニ付キ適當ナル調節ヲ行ヒ、小賣業者ノ過多濫立ヲ防

橋 論 叢 第四卷 第五號

等外力の作用が如何に小賣業者の悲境を來したかは六大都市、仙臺、金澤、甲府等の不完全商業調査を以てしても歷 賣業者よりの配給利潤の奪取によつて負擔の輕減を企圖した。恐慌其物の齎す商品値下り損、賣上減退に加へての之 從つて亦小賣業者の肩の上に轉嫁した。放り出された失業群は職を求めて小賣業部門に殺倒した。農村産業組合亦小 小竇業発許制施行の爲には更に熱火の試練を必要とし、其の根幹の經濟に確固たる統制の進展を不可避とした。而し の意見は現行の小賣業免許制度論と沿革的に無關係であり、勿論當時の自由主義經濟に受納れらるゝ筈もなかつた。 然である。斯くて小賣業者の組織化法として商業組合法が、其の金融疏通手段として各種低資融通要綱、 て旣述の昭和五年後の經濟恐慌は前者を昭和十二年の日支事變に基く經濟の純戰化は後者をやがて充足した。 打續く恐慌の波は生産輸入卸業界の獨占化を更に小賣業界其物の集中化を促進して恐慌の犠牲を凡て經濟的弱者 商工組合中央金庫法が、百貨店對策として百貨店法が出現した。旣述の自治的過剩對策以外に法的對策としての

同業若は商業組合の意見聽取を内容とする一般小賣業の新規開始に對する認可制を、同八月及十月北海道商工會聯合 は小賣商並に日用品販賣機關の認可制を要望し、同年七月及九月の兩度橫濱實業組合聯合會より旣得權尊重、 は此の頃に始まり、而して此の頃から漸次數を增加して行つたのである。例へば昭和九年三月、京都商工組合聯合會 的小賣業に關する各種業者團體よりの府・市・警視廳・商工會議所・就中商工省に對する免許制施行の請願又は陳情 出したが、 昭和九年下期商工省は當時の小賣業窮迫の實情に直面し、小賣業改善調査委員會を組織して小賣業對策の考究に乗 現在の小賣業免許制實施の要望は實に此の直前頃から切實味を帶びて來た。一般小賣業に關する若は個別

小賣業過剩防止法の要求亦從つて急激に熾烈化せずして終る筈がない。

小賣業の発許制を論ず

夫々陳情が實施されたのである。 小賣商組合より、 實施方に付き同年八月及十一月の兩度東京眼鏡製造販賣同業組合より、酒類販賣業者の発許制實施方に付き同年九月 高知市酒類販賣業山崎斌外五三八名より、 會並に新潟實業團體聯合會より夫々類似の一般的小賣業免許制施行の要望が行はれた。 白米取引營業の認可制實施方に付き昭和九年七月大日本米穀會より、眼鏡の選定販賣業の旣得權容認及発許制 新規肥料業の制限方に付き昭和十年五月九州各縣肥料同業組合聯合會及全日本肥料團體聯合會より 青果小賣業の距離制限並に營業の発許制の法律制定方に付同十月東京青果 叉個別的小賣業発許制に關し

る許可主義一の結果を得た。 管下の各同業及準則組合に對し、 團體への照會に於て発許制贅成六八、反對七五、其他一九の囘答を得た。亦昭和十年一月東京實業組合聯合會は東京 に關し態度を明にせるもの十二、而して賛否相半し、更に昭和十年八月之も

旣述の商工會議所外の經濟團體地方自治 小竇業改善調査委員會の審議項目に關し全國各地の商工會議所に對し意見の囘答方を求めたが、 之等の諸狀勢の中に在つて各業關係團體に對するアンケートも若干實施された。先づ日商に於ては前述の商工省の 小賣業數制限の可否に付諮問したが、答申組合數八の中賛成四、 其の中小賣業許可制 反對三、組合によ

の新設 月の商工大臣の認可を得て小賣業統制組合を組織し以て資格(智識・經驗・年齡・資産其他) 資格要件の具備と消費人口、 小賣業數制限要望の聲は更に具體的な法案要綱の提示となつて現はれた。昭和十一年十月の新規開業に付き一定の (距離其他)讓渡及擴張の制限又は價格、從業員、營業日、 距離等の客觀的要件の具備とを内容とする伊藤重治郎氏の 營業時間の制限を行ふべしとする東商の「小賣業 「小賣業法案要綱」、 の制限若は檢定、

橋 論 叢 第四卷 第五號

べく、 せらる」を必要とした。 る小賣業の根本的統制は財の流れに遡つて其の下部構造たる經濟就中生産の徹底的統制の一環としてのみよく妥當す 多キヲ以テ愼重ニ之ヲ考究スルノ要アリ」として遂に其の重點を囘避して了つたのである。蓋し經濟の最末端に位す ナル營業ヲ規律スル方法ヲ講ズルコト必要ナリ。然レドモ小賣業者ノ夥多ニ對スル統制ハ我國社會經濟ニ影響スル所 ては「業者ノ敷又ハ資格若ハ店舗ノ距離ノ制限等小賣業者ノ夥多ニ對スル統制ニ付考慮ヲ加フルト共ニ、 商工省の小賣業改善調査委員會も昭和十年九月「小賣業統制ニ關スル事項」に關し決議したが、小賣業免許制に關し 統制組合法案要綱」の建議は何れも小賣業敷の制限をも其の直接目的の一とした。 小賣業者の意識は右の如く變化した。 **之が爲には更に常時尙殘存する法律上の營業自由、經濟上の取引自由は觀念に於ても實際に於ても完全に拂拭** 而も尙小賣業を圍饒する客觀的狀勢は、小賣業発許制に對し未熟であつた。 其ノ無秩序

出産業の振興等一聯の國民經濟の飛躍的なる獨占化は其の過程に於て必然意識的に小賣業の取扱商品の量、 される。 ること云ふ迄も無い。而かも大陸への小賣業の移植・軍需・輸出・代用品工業への轉換は必要にして而も至難の業と 利潤の縮少を强行した。之等が何れも小賣商業の窮迫原因として作用し消極的に小賣業者の相對的過剰原因を構成す の廻轉度數を制限した。インフレーション囘避の經濟政策は餘剩價值部面の縮少に於て最も多く現象し從つて亦小賣 は正に物心兩面の動員體制の急激完成を强行した。因て齎されたる平和産業・輕工業の抑制、國防工業・重工業・輸 昭和十二年七月支那事變勃發し、其の戰局の擴大を致すや東亞新秩序の建設なる全體主義的理想を目標に我國國內 兹に於てか小賣業者數制限を目標とする小賣業発許制必要論は更に促進されて來る。去る第七十四議會並に 質並に其

小賣業の発許制を論ず

進めざる結果となるであらう。 ならば、それは小賣業の靜的安息保護を目的とする所謂復古的中等社會政策的性質に終始し、 は半ば右動機に出發するものと考へられる。だが若しも斯る意圖を目指してのみ小賣業発許制が實施さるべしとする は全的に、 小賣業許可制要綱、本年七月東京實業組合聯合會提案の資格制限距離制限を內容とする「小賣業免許制ニ對スル意見」 究は半ば正に右理由に出で、本年三月有賀錄郎氏提案の「一定資格、消費ノ增減、同業店舗トノ關係」を內容とする 其以後に於ける八田商相の小賣業免許制施行の示唆乃至は之に基く商工省小賣業改善調査委員會に於ける同問題の研 亦本年六月商業組合中央會時局對策委員會に於て論議されたる資格制限を主內容とする商業者許可制要綱 從來の理論に一步をも

娛樂接客業部門への流入阻止、 小經營の增大を來し又此の方面に於ける資本蓄積を妨げた。所謂業者過剩は斯く獨り小賣業のみの特有現象ではなか 産業豫備群並に増加人口は國內向産業に殺倒して小賣業のみならず、農業・工業・接客業・飲食店業其他に於ける過 税政策に基く市場の狹隘化は旣に事變前に於て輕工業の發展の頭打ちを招來して其の方面に於ける資本蓄積を妨げ、 主義の矛盾の揚棄と云ふことが裏付けられてゐるのである。資本・勞働力・技術・經營材能の配給部門・文化部門・ 的要求を形成して來た。其處に支那事變が勃發したのであるが、東亞の新秩序なる思想の背景には實に斯る我國資本 つたのである。斯くて新市場の獲得、 許制は其の手段の法制化の點に新なる社會的意義を追加する。 元來我國產業の構成的特徴は輕工業の相對的比重の過大と過小經營の夥多とに求められて來た。だが各國の保護關 旣に流入せるものゝ引上げは從つて我國資本主義發展の必然的方向に則し、小賣業兒 産業の重工業化・過小經營の淘汰は我國資本主義に多年欝積せる切實なる內面 前述の商組中央會委員會幹事案が免許制を小賣業者の

みならず、

全商業者に迄擴大摘用すべしとせることは稍々此の意義を了解すと云ふべきか。

當らしむることは斯くて是非とも必要化して來る。 の資質を撰擇し之を動搖無き一定の地位に配置し之を其の儘小賣業登錄簿に反映せしめて能率の促進、 ば飛躍的國防産業化は戰時的國民生活必要品すらをも減少せしめ、斯くて生ずべき生活必要品の偏在化、 **畫性其もの内面的要求は間もなく配給消費從つて亦小賣業の如き末梢的段階にも計畫性を與へて來る。蓋し然らずん** 而して計畫性は產業段階としては輸入、生產段階に部門別には基本工業部門に先づ打樹てられるのが常であるが、計 標を意識し乍ら機能することは戰爭の要求する産業再編成の一直線的遂行に取り不可缺の要件を構成するからである。 更に資本主義國が其の産業の再編成に當つては常に全體主義的な統制機構に於て完成せんとする必然性を有してゐ 個別的經濟活動が一定の計畫の線に沿つて全體産業機構中の其の在るべき地位に立ち、最高目標に向つて此の目 暗價格は產業の編成替、 計畫性に對し一大否定的要素を形成する怖れがあるからである。從つて小賣業者 背反の防止に 暗取引,

は當然である。例へば自然的獨占條件に惠まるゝ電氣・瓦斯・水道等の供給的小賣業に在つては自由主義華かなりし 産業再編成の一手段を構成する以上、 復古的なる小賣業免許制に比し社會法上に占むる地位は格段である。之は云ふ迄も無い。だが個々の産業を問題とす 小賣業発許制が小賣業計畫化の手段として妥當する時である。此の場合の小賣業免許制が純粹の經濟政策立法として 以上の如く小賣業の免許制は産業の再編成上の一歸結點を形成する。產業が凡ゆる方向に於て計畫化せらるゝ時、 それの構成的變移の時機は勿論個々産業の技術的構成度、 當該產業部門生產物を取扱ふ小賣業が從つて亦発許制導入の時機を異にするの 戰時的必要度に應じて相違する。

小賣業の免許制を論ず

した。 の故に旣に早く法的獨占を享受せる酒類製造は昭和十三年四月一日以後、其の獨占化を販賣業者の上にも押し及ぼし 占化の故に百貨店法を成立せしめ、 頃既に許可制下に服した。 た。更に過ぐる昨年の議會は戰時下の食糧政策の重要性に基き米穀配給統制法を通過せしめて米穀配給業を許可制と 米穀が所謂米穀問題を形成し、旣に早く政府の統制政策の對象たりしことは周知の通りである。 政府の專賣下の煙草小賣亦同様である。昭和十二年八月の臨時議會は百貨店に對し其の獨 其の新設擴張其他の營業行爲を許可制下に統制した。夫れが持つ租稅政策的理由

更に次の事柄が演釋されて來る。一般的小賣業免許制は國民經濟が個別的なる產業計畫性から綜合的なる產業計畫性 其の原因の一半は實に前述の國民經濟の全體的計畫化と乖離せることに出ずるものである。而して今や產業の全體的 效を持つと云ふこと之である。 して從つて亦當該產業の全體としての計畫性の一環としてのみ現象することが其の二つ。而して此の二つの事柄から 於てのみ原則として現象することが其の一つ。個別的なる小賣業免許制は原則として當該產業の生產計畫性の結果と 計畫化は旣に完成の中道を走つてゐる。一般的小賣業兗許制の經濟的地盤は漸次培はれつゝあるのである。 し當該商業組合の地區内の當該商業の許可制の施行權限を行政官廳に附與し、而も未だ何等の實效をも齎さなかつた に置換せらるる場合にのみ始めて登場し、全體的なる生産配給の計畫性の結果として及其の裏付けある場合にのみ實 斯くして以上から次の事柄が要約される。個別的なる小賣業免許制は獨占經濟の進展に比例し、 昭和十三年二月の議會が商業組合法第九條の三を新設し所謂統制命令の發動を條件と 獨占化せる企業に

く其の營業をして専門的營業たらしめて來た。然るに文化の發達は漸次相對的に小賣業者の社會的地位を低下せしめ、 文化未發達の過去に在つては小賣業者は讀み、 書き、算盤等徒弟修業の結果を以てよく文化階級の地位を保ち、

J

更に亦小賣業の專門營業的性質を薄弱ならしめた。其の表面的獨立性と所要資本の小と、所要筋肉勞働及技能等の小 増加した。小賣業者資格制限論の生ずる所以である。而して小賣業者資格制限論も小賣業敷制限論と同樣客觀的狀勢 の變移に照應して否定から肯定への二大別變遷を經驗しつゝある。 弱化し、營業年齡は低下し、競爭は眞正を缺き、配給費用は增大し消費者の不便を招來する等社會的負擔も比例的に と相俟つて何等素質も智識も技能も經驗も無い所謂素人方面の開業が頗る增大して來たのである。爲に營業基礎は薄

は何れでもあれ、其の時代的背景を貫くものは當時漸く客觀化して來た全體主義經濟思潮だつたのである。 ある。昭和十一年十一月頃提案の資格制限を目的とする向井鹿松氏の「小賣業法案要綱(要旨)」は、 ことを必要とする。資格制限を目的とする小賣業免許制はかゝる意味に於て今や時代の脚光を浴びんとしてゐるので 資財の末梢的小賣業に對する配分を計畫的に可及的小量に止め、其の可及的小量を以て社會的に最上能率を發揮する ことを切實に要求さるゝからである。之が爲には小賣業者は全體の志向との關聯に於ける自己の職業的及社會的地位 として滿足して來た。何れも無資格者排除上間接的手段に過ぎさること勿論である。然るに統制主義の時代に入つて でない。而して自由主義的方策は實業教育の發達が右の兩者を競爭的自然淘汰の勵行が主として前者を充足するもの と職能とを自覺して行動することを要し、之に背反する者は直ちに既存營業から若は新規開業から脫落せしめらるゝ 惟ふに無資格者卽ち所謂素人の排除は旣開業者に付之を實行するか、若は新開業者に付之を實行するかの二途を出 實業教育の振興は兎も角、其他の手段に付ては直接的なるを原則とする。蓋し命懸けの産業再編成の爲には勞力 其の個人的意識

小賣業の免許制を論ず

各論

定的要素となるとの認識が政策を基礎付けるのであるから。 的觀點から公共的觀點に轉化する點から始めて重要意義を有し政策を求めて來る。蓋し過剰の因て齎す資本の重複投 意味を有する可能性多く、從つて右の囘答を以て直ちに一般を律する譯には行かない。業者過剩の認識は業者の利已 組合聯合會に關しては肯定四、否定〇であつた。だが業者の利己的觀點に立つ限り、業者の過剰が競争の存在と同一 點に關する業者團體の囘答は同業組合に關しては肯定三五、否定二六、商業組合に關しては肯定十四、否定六、實業 浪費、勞力の徒費、智識・經驗・技能の徒消、配給費の增蒿は何れも社會的負擔を形成し、國家の正常發展の否 數の過剩對策としての免許制 既述日商のアンケートに依れば、 制限を必要とする程度に業者の濫立有りやの

的平均的なる中産階級生活費の觀念が問題の根底を形成し、手段としての小賣營業が此の根底の上の手掛りとせらる 解から出發し、全體經濟の發展との相關的なる小賣配給經濟の發展を政策目標とするものである。從つて前者は一般 利潤の確保の點から過剰現象を政策對象とするに反し、後者に在つては全體經濟中に占むる小賣配給經濟の地位の了 賣業者の中産階級的地位の重視から出發し、其の中産階級的生活費の維持獲得、 小賣配給部門との理想的なる經濟配分比率を想定し、此の想定に照應して小賣業過剩を政策對象とする場合は其の >處に特徴がある。後者は更に二つの觀點から區別される。生產業、貿易業、娛樂營業、 更に亦過剰は社會政策的觀點に立つ場合と、經濟政策的觀點に立つ場合と其の認識を異にする。前者に在つては小 從つて亦之が所得源泉たる小賣配給 接客業等他の諸經濟部門と

政策の範圍内に於ては一般經濟政策が所與した小賣部門經濟內に於ける經濟性の追求を企圖するを以て充分の課題と 成は之が解決手段を提供するのであるが、それは一般經濟政策の範疇に屬し、 にして、 を適用せんとする場合は其の二である。兩者の中前者に付ては旣に過剰が認識せられ、 所與の小賣配給經濟部門內に於て現實に遂行さるゝ配給職能量に個別的に非ずして社會的の最小費用の原則 小賣政策の範圍內には存しない。 現に進行中の所謂産業の再編 小賣

る可能性は極めて少ない。從つて以下では之をも除外し普通小賣店其ものゝ過剰を論議の對象とする。 ことを前提とする。だが小賣業の集中化は小賣業社會政策と明に乖離し現在の處少くとも表面的には立法論の對象た なつても現はれ得るであらう。夫れは百貨店均一店聯鎖店等の集中經營に比し一般單獨小賣店の過剰が認識せらるゝ 所與の小賣經濟部門內の配給職能量に社會的最小費用の原則を適用することは、理論上先づ小賣業の集中化政策と

種類の正確計量から出發することをも必要とする。だが重要商品に付ての數量、 的側面に則して計量せらるゝけれども必ずしも全部に付て然る譯ではない。小賣業過剩の決定はかくて亦商品の質、 質の向上種類の複雑化に比例して固有職能量を增加し、從つて配給設備を多く要求する。尤も其の一部は商品の數量 賣業過剰の決定は先づ右流通分の正確計量に出發しなければならない。更に亦、配給商品は數量の增加のみならず、 **殘額である。小賣業者の固有職能が財貨の小賣業界への流通分の配給に在りとするならば、** う。之等財貨の小賣業界への流通分は之から更に再投資分、自己消費分、小賣業以外の諸部門を通ずる消費分の差引 定時の國內總生產量に總輸出入數量を加減する時は正常に處分可能の一定時の財貨の總數量が算出されるであら 大量生産品の質、 經濟政策的觀點に立つ小 種類を例外として

然認容せざることこそ現行の我國産業再編成の僞り無き姿である。 内生産統計と略々一定の比率關係に在りとの前提から論を進めるのがナイストロムである。 我國經濟の現段階は果してどの程度迄かゝるものゝ正確統計を具備し居るだらうか。商品の小賣業界への流通分は國

だがかゝる平行關係を全

もあり且つ消費者消費分の質、 直ちに此の前提を覆滅し去る。 である。 が需要する商品數量の增減を結果し、從つて亦之が配給機關たる小賣設備の增減を招來するとの考慮から出發するの の副次的職能量をも問題とする時は過剰の決定は愈々困難さを加重する。 も遺憾乍ら之亦信憑するに足る統計が無い。 人口敷若は世帶敷統計を一方の基準とする過剩決定も右の修正方策である。人口敷若は世帶敷の增減は必然に夫れ だが之が爲には何よりも先づ人口若は世帶當りの單位購買力の不變が前提たることを要し、 種類及數量(但し自家生産の消費、生産卸業者よりの直接購入分除外)でもある。 小賣業界への流通分の商品の質、 加之、固有職能量との比例增減なる推定以外に全く計量不能の小賣業者 種類、 數量は小賣業者の賣上分の質、 而も景氣變動は 種類、

者側の小賣業者よりの購入額統計も現今皆無である。從つて小賣業界への國民所得の流入分の算定は結局小賣業者の 計が與へられては來たが、交通・衞生・敎育・娛樂等の諸費の推計皆無から差引決定は異常の困難に遭遇する。 賣上額に依存する他途が無いであらう。 者の職能量は商品の對消費者配給なる固有的職能量と運送・保險・金融・貯藏保管・修繕加工・敎育其他各種サーヴ 社會政策的見地に於ける過剰決定の基準は、右に反し小賣業者の所得を問題とする結果常に貨幣額に於て與へられ 此の場合にも小賣業界への流入分を國民所得の一分割として捉ふれば、國民總所得額並に總貯蓄額は從來其の推 小賣業者の賣上額は其の遂行する職能量に對する對價である。 而して小賣業

小賣業の免許制を論ず

29

橋 論 裳 第四卷 第五時

ばならない。 する過剰決定の基準となる。だが各都市の不完全商業調査を例外として故に於ても亦我々は統計缺除の嘆きを味はね 小賣業者の生活源泉たるべき營業所得は此の總營業收入と總營業支出との差益に於て表現せられ、之が最も信憑に値 には固有職能量は勿論附隨的職能量も常に對價として賣上額の中に加算せられて小賣業者の總營業收入を構成する。 ス等の附隨的職能量より構成せられ、夫等の增減は直ちに小賣配給設備の增減を招來する。此の場合好都合なこと

は後者の縮減以外に其の途が見出されない。 ある。小賣配給數量若は金額と小賣配給能力との相互比較に於て過剩が認識さるゝとするならば、從つて過剩の一掃 場よりすれば、小賣配給數量若は金額は他者の與ふる絕對命令として之に小賣配給能力を適應せしむれば足りるので 策及消費者の消費行爲に依存し、原則として小賣業者の數及能力に依存しない。過剩對策としての小賣業免許制の立 小賣業界への生産輸入數量若は國民所得の流入分の高は其の時々の生産輸入力若は國民所得額乃至は國家の消費政

難の主因は玆に發し、而かも假令過剩有りとするも簡單に距離其他小賣業數制限を以て律し得ざる理由は玆から出づ るゝ關係上小賣配給數總量若は價額の測定にも增して測定困難である。經濟政策的見地に立つ小賣業過剩の決定の困 質上測定最も困難なる營業所及營業者の人的及物的の能力と人口密度・貧富・嗜好・交通量との相乘積に於て見出さ 部を占め其の計數算出は過剩測定基準の中最も容易なるものである。然るに個々營業所の能力は事情全く相反し、 とは通常所謂店舗であるが、配給所・行商・露店・呼賣りも之に準じて取扱はれる。營業所並に準營業所は空間の一 過剰測定の他の基準卽ち小賣配給能力は其の營業所數と個々營業所の能力との積に於て測定される。玆に營業所數 小賣業の免許制を論ず

體に於て捉へんとする政策たる點に於て相互に異なる小賣配給能力を算術平均的に平等視するの誤謬に陷るからであ るのである。蓋し小賣業敷制限策は畢竟總小賣配給數量若は價額を被除數とし、營業所數を除數とする商を理想的型

る。

て行はるべく、新設・擴張・移轉の許容は最適限型の實現を目途に行はるべきである。 髙能率は其の最適限型態に於て發揮せらるゝのを常とするから、從つて過剰の排除は最適限型に遠いものゝ順位に付 量若は金額に等しからしむるが如くに過剩を決定し、其の過剩を一掃すべしと云ふこと之である。經營學上經營の最 見地に於て實地に檢出し夫の總體が計算上果し得べき小賣配給總數量若は金額を現に果しつゝある實際の小賣配給數 かくて我々は次の如く一つの準縄を結論することが出來るかも知れない。個々營業の相互に異る最高能率を社會的

異にすべきである。然るに社會政策的見地に立つ場合は、其の時其の時の中産階級的所得の小賣業者への確保を理想 決定の方策は其處に意味を生じ、 小賣業者に平等に配分せらるゝことを目標とせねばならぬであらう。總小賣配給額を總小賣業者數を以て除する過剩 所得は階級一般を基準に測定せられ、當該構成員に平均的に妥當し從つて此の場合には小賣配給額は原則として個々 とする處から所得源泉を爲す小賣配給額も中産階級的所得を生ずる程度に確保さるゝことが必要となる。 せられねばならない。從つて其の場合、各個經營に歸屬すべき配給數量は當然に其の大さを異にするであらうし、 理論上、純粹に經濟政策的見地に立つ過剰問題の解決は以上の如く常に實際の各經營の社會的能力に卽應して解決 小賣業免許制は賣上額平等化の手段をも伴ふ必要がある。

扨て以上を以て小竇業過剰の決定の前提は經濟政策的には配給せらるべき商品數量と小賣業者の配給能力との二者

格制限の齎す能率發揮を以て經濟政策的手段に替へ、資格制限の反射的效果の齎す業者數制限を以て社會政策的手段 も未だ決して完成の域には達してゐないのである。從つて萬一小賣冕許制を施行するとするならば原則として寧ろ資 照らし公正の觀念に果して適合するや否やは頗る疑問無しとしない。現下の經濟は勿論計畫化への過程にはあるが而 の末梢的地位に鑑み資本主義現段階の計畫性が可能とするや否や、農・工業自由職業等爾餘の中産階級政策の貧困に 前提が假令技術的に與へらるゝとするも、夫々相互に對立する前提間の矛盾克服を正確に政策付けることが、小賣業 技術的に計量比較が困難なること從つて亦現實に據るべき統計資料が缺乏してゐる點等を明にした。而して之等の諸 に於て、 社會政策的には配給商品の小賣額と中等階級的所得とによつて概ね構成せらるゝと云ふこと並に夫等前提が

に代ふる間接手段の方が經濟の現段階に於てはせいく~の處と云ふべきであらう。

する小賣業に對するを例外として、一般的には小賣業過剰は通常の過剰と區別して異常の過剰に付てのみ法的對象と 法に屬してゐた。然るに一九三四年七月二十三日の施行規則の第三囘改正は一般に必需性證明を斷念し、 困難さを想起すれば、當時の小賣業保護法は明に固定的・ツンフト的であり、其の法的性質に從へば明に隔離的保護 の新設は原則的に禁止せられ、例外として必需性證明が爲さるゝ場合にのみ許容さるゝことゝなつた。必需性證明の 法を實施し、小賣業者を脅威する危険の防禦と小賣業の中産階級的經營の存續確保とを目的とした。かくして販賣所 力證明及人格的信賴性を一般全提に迄引揚げた。之によつて百貨店均一店、 と其の個々經營形態發展上の構成的惡化及大企業への集中合成を齎した點に鑑み、一九三三年五月十二日小賣業保護 例へば獨逸の小賣業保護法の實施沿革を見る。ドイツに於ては長年の職業自由の原則が小賣業の不均衡的大量過 段階價格店其他特殊の價格設定を特徴と 志望者の能

1

せられ、 展の基本法へと性質轉化を來したのであつた。吾國に於て特に注意されねばならぬことではある。 かくして小賣業保護法は固定的且過渡的なる社會政策立法から經濟政策的なるドイツ小賣業の職業階級的發

ある。 於ける資格制限の範疇に屬するであらう。だが言葉の持つ本來の意味に照應すれば、最高點は問題に非ずして標準點 以上は總て開業資格を有し、標準點以下は總て開業資格無きを原則とする場合を資格制限の適用と解するのが穩當で 加する場合、智識經驗其他の一定撰擇標準を設定し此の標準の最高點滿足者の順に小賣開業を許可することも廣義に 二、資質の向上對策としての発許制 正常なる經濟發展に於て玆に小賣職能量の增加有り、從つて小賣業設備を增

能性はかくして頗る濃厚化して來る。だが資格制限の齎す業者數制限は飽く迄反封的間接的結果に過ぎず、從つて資 に由來すと考へられる。小賣業數過剩の解決を直接手段に依らずして資格制限を以て意識的に代替せしめんとする可 格制限を内容とする小賣業免許制は常に業者の資質向上による社會的な能率促進を直接目的に持つ。 五八〇五六、五六一三八と逐年遞減の一途を辿つてゐるが、其の原因の一は明に同市小賣業者に適用の能力證明制度 正比例して變化する。例へは大伯林市の小賣業名簿に依れば、小賣業者數は一九三五年の六六七九一から七一五〇一、 扨て資格制限の小賣業界への適用は右の如く其の半面常に無資格者の排除を伴ひ其の排除率は資格設定の嚴重さに

諸點に於て捉へられる。 資格制限の手段は各方面の提案を綜合すれば主として健康・年齢・資産・素質・技能・教育・ 智識・經驗・人格

健康の確保は經營體發展の必須條件であり時に亦消費者保護の手段でもある。然れども小賣業の資格要件が其の名 小賣業の発許制を論ず

題は業種別地域別に幾何を最低額要件とするや、最低額所有を如何にして證明せしむるやに至つて困難に逢着する。 回轉にして資本は營業發展の不可缺の要件を構成し、資本缺乏に惱む營業數は經驗上頗る多しとされてゐる。 だが問 資格要件としては決して重要性を占むるに足りぬであらう。年齢制限は制限外の者は常識上心身の發育に鑑み通常適 に値するが爲には經營の一般的要件たるに止まらず小賣業に對する特殊的要件たる必要がある。健康の吟味は從つて 結局前者に付ては經驗的に最適限經營の發見を通じて決定する他無く、後者に付ては或は取引金融機關に證明を負擔 れば、年齢制限外の適格者逸脫の囘避の點からも年齢制限は之を廢止して毫も差支はない。商品の廻轉は半面資本の 推定する處に意義を有し、 格者たらざるべしとの概然的推定の法制化に止まり、卽ち年齢其物に意義を有せずして年齢を通じて爾餘資格要件を 必要資金不足の場合には不正陰謀への誘惑大なりとし信賴性に關し特別に嚴格なる準繩が賦課さるべきものとした。 せしむるを便宜とする。 九三三年十二月十六日のドイツ國經濟大臣の囘章は人格的信賴性の吟味に財政的給付能力の試驗を加へ得るとなし、 小賣業者の材能は對外取引上の夫れと、對內經營上の夫れとより成立し、天賦の性能より與へられ、若は學習・修 伊太利の商人規制に關する緊急勅令は支拂手段を社會保護に關らしめて保證金の供託を命じ、 謂はば爾餘資格要件吟味の省略手段である。從つて爾餘資格要件の吟味の煩を厭はずとす

策上之を嫌惡して來た。商人的素質はかくて現在に於ては資格要件とする必要性は頗る少い。ドイツに在つても專問 事變下の物資統制の進展は價格及配給經路の單純化・固定化を促進し、漸次自由主義的操作を困難ならしめ、若は政 同業齎輩に先んじたる仕入販賣の有利なる操作に存し、商人的素質は從つて亦有力なる成功條件でもあつた。

然るに

業・研究・經驗より與へられる。而して自由主義經濟下の商人としての成功條件は何よりも先づ對外驅引換言すれば

明負擔は勿論志望者に屬してゐる。

論決の證明にまで及ばずとされてゐる。 智識の證明は現在の實證的智識の證明に止まり、 例へば商人的素質及適格と云ふ如き一定の人間の本質の疑はしい未

,

特殊事情に 關係商品部門の技術的智識 訓練を要件とすべしとするが、此の論を貫く限り現今の店主の智識程度に鑑み徒弟修業者にも智識試驗を併課すべし 驗の證明手段たり得る限りかくて試驗の合格も亦學校教育及徒弟修業と同列に取扱はれる得る理である。唯學校教育 て同經濟大臣の指示準縄に依れば、二ケ年の修學、 には重要商品若は商品種屬の發生・組成・狀態及使用可能性に關する智識並に貯藏に關する智識が敷へられる。 との論を當然に生ずるであらう。一般に試驗課目は商業智識と商業實践を中心に乙種商業學校卒業程度を以て適當と と實業從事とは前者は智識に後者は經驗に重點を置く處に相違が存し、從つて各種提案は學校卒業者に對しても實地 育及徒弟修業は人格陶冶の點を度外視すれば智識及經驗の修得手段從つて亦證明手段に過ぎない。試驗施行が智識經 て吟味さるゝを便利とする。智識及經驗は小賣業をして專門的營業たらしむる最重要なる積極要件を構成し、 分と考へる。ドイツの現狀に於ては一九三四年十月二十四日の經濟大臣の布告に從へば專門智識に屬するものは當該 技能は白米小賣・靴小賣等の手工業的販賣業を本來的特徴とする小賣業者に付特別吟味を要し其他は商業實務とし 最近の經濟狀勢を考慮して之に小賣業に直接關係ある各種配給並に價格統制規則關係智識の吟味の加味を以て充 於て他の方法により専門智識が推知せらるゝ場合之を以て專門智識の證明有りとせられる。本智識の證 (商品學)に簿記、 原價計算及競爭の眞正不眞正に關する一般的智識である。 五ケ年の從業員期間、 試験の合格の何れか一つの證明ある場合若 商品學の中 學校敎 而し

小賣業の発許制を論ず

橋 論 叢 第四卷 第五時

及手續中に於ける申請者の態度に關らしめて特別に参照される。だが健康要件に關し旣に述べたるが如く小賣業資格 的反對者及ユダヤの排除が右理由を構成するものと考へられる。國家及國民の總ての他の上位の生活必要性に對する 條件であり、從つて特に小賣業者の資格要件たるが爲には特殊の社會的理由が手掛りとされねばならぬであらう。ド 要件は一般的要件たる以外に常に特殊的要件たる必要がある。而して人格的信賴性は秩序ある社會生活維持の一般的 所有者に課する重大要求を滿足せしめるとする。又人格的信賴性の吟味には旣述の如く許可申請者の財政的給付能力 要件である。其の意味は人格要件の適用は夫れが持つ例外的性質に從つて積極的に普通人以上の人格者發見に努力さ 從つて人格要件は臨時應急的に過ぎず、戰時經濟の消滅に伴つて消滅せしめられる。更に亦人格要件は性質上消極的 性に鑑み戰時經濟を良く理解し統制に背反せざる小賣業者のみが營業要件を充足すと考へらるべきである。此の場合 戰時經濟の運行に手掛りを見出す他無いであらう。卽ち戰爭目的確保の手段として國民生活中に占むる小賣業の重要 可である。若しも吾國小賣業免許制に人格要件を加味すべしとするならば、結局免許制實施の社會的底流に照應し、 とゝなる。 全體經濟夫故に亦小賣業の從屬化原則に從つて、かくて反國家的志操を實證する人々は人格的信賴性を所有しないこ イツに於けるかゝる特別の社會的理由はナチス政權樹立の政治的沿革に基因し、中産階級從つて亦小賣業よりの政治 の吟味が屬せしめられることが出來、又申請者に對し嘗て一度實施された和解手續若は破產手續もそれに至つた事情 指導を保證する處の資格の所有を許可前提とし、之が所有を保證する人々のみが正に小賣業上の營業生活が日々經營 イツに於ては專門智識の證明と相並んで人格的信賴性を有すること卽ち秩序的にして法律及良俗に適應した經營 だが吾國はドイツと其の政治的沿革を異にし、其の特殊的理由を直ちに以て我國に當篏めることは勿論不

1

の小賣業保護法の實蹟を大ベルリン市に付ベルリン商工會議所の鑑定活動を通じ摘記すれば次の如くなる。 證明に付ても時に然りである。和蘭の小企業開設法も然るが如く吾國も亦之に做ふを適當とするであらう。今ドイツ 九三七年度 によるもの一四三 ドイツに於ては專門智識の證明は一般に管轄權ある職業代表並に商工會議所を通じて提出せられ、人格的信賴性の 拒絕理由の中、專門智識試驗に不合格のもの八六四、異常過剩若は必需性缺除によるもの三八五、人格的不信賴性 薦理由の中五年以上の當該部門の從業員期間の證明によるもの二六四四、 專門智識試驗合格によるもの一二二五、 總申請數五二六一、其の中新設申請一八〇二引繼申請三四五九、推薦數三八六九拒絕數一三九二、推

九三八年度の總申請數七一六一、其の中撤回五一〇、新設申請二一五二引繼申請四〇八五其他四一四、推薦數四五 六〇、其の中新設一一八八引繼三〇六二其他三一〇、 人格的不信賴性によるもの一八〇異常過剰によるもの四五五必需性缺除によるもの五一〇 拒絕數一五八一、其の中專門智識の缺除によるもの八七〇人

(昭一四・八・四稿)